

(目的)

第 1 条 この告示は、市本庁舎の整備に係る出前トークに職員を派遣することにより、市本庁舎整備に関する市民の理解を深め、市民と行政によるまちづくりを推進することを目的とする。

(職員派遣の対象)

第 2 条 職員の派遣の対象となる出前トークは、市内に在住、在勤又は在学する者で構成された団体又はグループ（以下「団体等」という。）が主催するものであって、おおむね 5 人以上の参加が可能なものとする。

(内容)

第 3 条 出前トークの内容は、市本庁舎整備に関するものとする。

(開催場所)

第 4 条 出前トークを開催し、職員の派遣の申込みをしようとする団体等（以下「開催団体」という。）は、開催場所の選定及び借用をするものとする。

2 出前トークの開催場所は、市内に限るものとする。

(費用負担)

第 5 条 開催団体は、開催場所の使用料その他出前トークの開催に関する費用を負担するものとする。

(職員派遣の申込み)

第 6 条 開催団体は、主催する出前トークに職員の派遣を申し込むときは、出前トークの開催日の 2 週間前までに美祢市本庁舎整備出前トーク職員派遣申込書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(職員派遣の決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合において、開催団体と協議の上で、職員の派遣が必要と認められるときは、美祢市本庁舎整備出前トーク職員派遣決定通知書（別記様式第 2 号）により開催団体に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を派遣しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当すると認められるもの
- (3) 営利又は特定の団体の宣伝若しくは利害を目的とすると認められるもの
- (4) 批判、苦情、個別相談その他の出前トークの本来の目的以外の目的のために行われると認められるもの

(職員派遣決定の取消し)

第 8 条 市長は、開催団体が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により通知した職員の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条に規定する申込書に虚偽等があったとき。
- (2) 前条に規定する職員派遣決定通知の内容や条件に違反したとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情により職員の派遣ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めるとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月9日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____ (印)
連絡先（電話） _____

美祢市本庁舎整備出前トーク職員派遣申込書

下記のとおり美祢市本庁舎整備出前トークを開催したいので、関係職員の派遣を申し込みます。

記

団体又はグループ名				
代表者	住 所			
	氏 名		電話番号	
連絡担当者			電話番号	
参加人数		人		
開催日	第1希望日	月 日 ()	時	分から
	第2希望日	月 日 ()	時	分から
開催場所				
備 考				

市使用欄	受付	確認	担当	開催日	

第 年 月 日
号

様

美祢市長

印

美祢市本庁舎整備出前トーク職員派遣決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった美祢市本庁舎整備出前トークに係る職員派遣について、下記のとおり決定したので通知します。

記

開催日時	
開催場所	
派遣職員	
職員派遣に当たっての条件	